

復刻版

# みんなの経営ミニ

2025.5.30

## 年金制度改革法案が国会に提出されました

2026年4月以降順次施行予定となります

先日、年金制度改革法案が国会に提出されました。

企業の負担増となる可能性がありますので、主な改正概要をご確認ください。

### 1. 被用者保険（社会保険）の適用拡大

#### 短時間労働者の社会保険の適用要件を改正

- ① 賃金が月額 8.8 万円以上 **3 年以内に撤廃**
- ② 週所定労働時間が 20 時間以上
- ③ 学生ではない
- ④ 51 人以上の企業 **段階的に撤廃**



企業規模	実施時期
36 人以上	2027 年 10 月
21 人以上	2029 年 10 月
11 人以上	2032 年 10 月
10 人以下	2035 年 10 月

現状、①～④を全て満たす短時間労働者が社会保険に加入しますが、改正により②週 20 時間以上の③学生以外を満たすと加入になります。

#### 個人事業の適用業種を拡大

社会保険の適用除外となっていた個人事業の農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等にも社会保険が適用となります。（2029年10月施行）

※ ただし、経過措置として施行時に存在する事業所は当面適用除外。

## かわべのこぼれ話

### 年金制度の改正について

国会への提出が遅れていた年金制度改革法案が発表となりました。

社会保険の適用拡大については、企業規模が段階的に撤廃されることにより、パート・アルバイトを多く雇用する企業で社会保険料の大幅な増加が予想されます。

社会保険加入対象のパート労働者等有期雇用労働者の場合、「短時間正社員制度」の活用によって助成金の受給も考えられるため、弊社担当者までご相談ください。

在職老齢年金制度の改正は長らく検討が続いていましたが、大幅な緩和となりました。

報酬を抑えていた方にとってはより多く働けることとなりますので、今後の働き方について改めてご検討下さい。

西田労務経営事務所



# 在職老齢年金制度の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金の減額を意識せず、より多く働けます

## 1. 在職老齢年金制度とは？

老齢年金を受給しながら働く場合、年金額と報酬額を合わせて一定額を超えると年金が減額され、この制度を「在職老齢年金制度」と言います。

この在職老齢年金制度によって、「年金を満額受給」するため報酬額を抑えて働く方が増え、労働力不足にも繋がっていたため今回見直しが行われます。

## 2. 改正の概要

年金が調整される基準額（年金額と報酬額の合計額）が月 **51万円** から月 **62万円** に拡大されます。

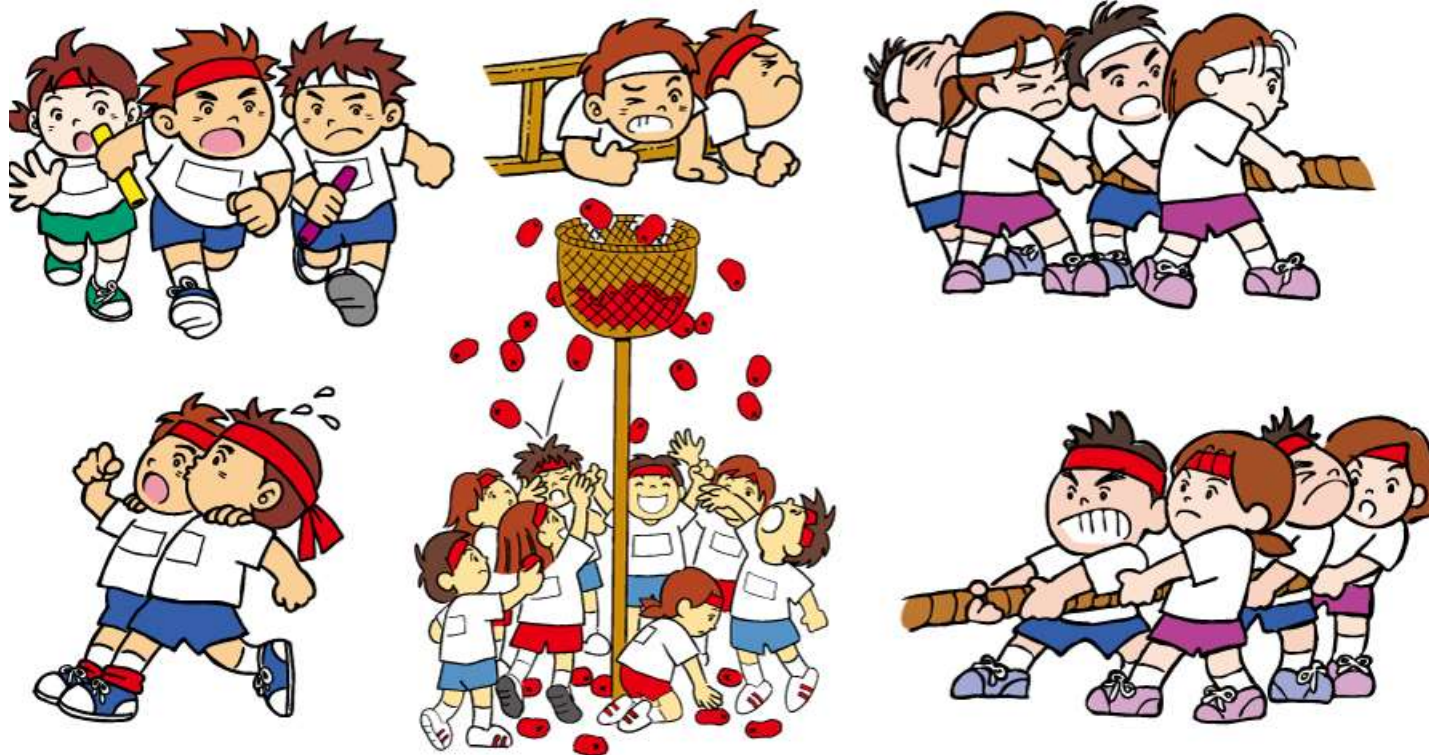
（2026年4月施行）

## 改正後の在職老齢年金の計算方法

（老齢厚生年金の月額） + （その月の標準報酬月額） + （直近1年間の賞与額 ÷ 12）が62万円を超えた場合、超えた額の半額を老齢厚生年金から減額

- （例）・老齢厚生年金：月12万円
- ・標準報酬月額：41万円
- ・直近1年賞与：120万円（月平均10万円）

**合計月63万円のため、基準額の62万円を超えた1万円の半額（5,000円）が年金から減額され、年金受給額が月115,000円となります。**



北海道も暖かくなってきましたので、今年は運動を増やしてみたいと思います。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

年金制度改正法案は今回ご紹介した以外にもございますので、内容が固まり次第、次号以降やご訪問時等にご案内させていただきます。

